

【お読みください】 放射能汚染広域処理差し止め裁判の原告団に参加する皆さんへ

委任状と原告団登録用紙の記入について

「委任状」は、あなたがこの裁判の原告団の一員となって弁護団（弁護士のグループ）に依頼することを証明する書類で、裁判所に提出されます。

名前、現住所を記入し、認印を2ヵ所に押して、下のあて先に郵送するか、原告団に直接渡してください。

「原告団登録用紙」は、原告団事務局が原告の皆さんに連絡を取るために必要です。原告団のHP（<http://garekisaiban.blog.fc2.com/>）の「放射能汚染広域処理差し止め裁判の原告団 登録用紙」のページを開いて入力するか、下記の原告団登録用紙にご記入の上、委任状と一緒に郵送していただくか、直接原告団に手渡してください。

電子メールアドレスをお持ちの方は、連絡を効率的に進めるために、極力ご記入ください。

電子メールアドレスがない方でFAXをお持ちの方は、FAX番号をご記入ください。

「委任状」と「原告団登録用紙」をご提出いただき、裁判費用を納入していただいた段階で、原告団の加入となります。

★委任状と原告団登録用紙の郵送先

郵送：〒569-1113 高槻市別所中の町6-1-312 小山潔（原告団）

★裁判費用の振込先【加入時に10,000円です】

郵便局口座：(口座番号)00980-0-145175

(加入者)大阪府ガレキ広域処理差し止め裁判原告の会

原告団登録用紙

お名前： _____

住所： _____

電話番号： _____

FAX番号： _____

電子メールアドレス： _____